

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）

平成28年熊本地震による介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、「平成28年（2016年）熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成28年5月2日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。以下「5月2日付け事務連絡」という。）及び「平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）」（平成28年5月31日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。）により連絡したところですが、平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしく願います。

記

- 1 平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求について
平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求の取扱いは行わないこととする。
なお、通常の方法による請求が困難な介護サービス事業所等については、引き続き、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとする。
- 2 その他の方法による請求を行う場合の取扱いについて
5月2日付け事務連絡の3（3）（4）による請求は、平成28年6月提出分までの取扱いとし、7月審査以降については、対応しないこととする。